

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	港湾法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課	電話番号： 03-5253-8688 e-mail: g_PHB_KBS@milit.go.jp
評価実施時期	平成20年2月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	国土交通大臣が港湾広域防災区域内における直轄工事によって生じた港湾広域防災施設の管理を開始する場合において、広域災害応急対策のためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は物件を使用し、収用し、若しくは処分することができることとすることにより、非常災害発生時に港湾広域防災施設の機能を確保し、港湾広域防災区域内における迅速かつ円滑な広域災害応急対策の実施を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	港湾法第55条の3の2
想定される代替案	任意の措置として、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は物件を使用し、取得し、若しくは処分する。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	非常災害発生時に、港湾広域防災区域内に存する土地や物件が一時使用等されることにより、その所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定(港湾法第55条の4第1項)が設けられることもあって、その費用は僅少であると考えられる。
	(行政費用)	非常災害発生時に、港湾広域防災区域内に存する支障物件等を処理等することにより、損失補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。
	(その他の社会的費用)	-
規制の便益	便益の要素	
	非常災害発生時に、国土交通大臣が港湾広域防災区域内に存する土地や物件を一時使用等することにより、港湾広域防災施設の機能が十分に確保され、港湾広域防災区域内において、広域災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されることによる便益は極めて大きい。	土地又は物件の所有者が任意に使用等に応じた場合には本案と同様の便益が発生するが、所有者に損失が生じた場合には当該費用を補償することにより、その費用は僅少であると考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	一定の費用が想定されるものの、港湾広域防災区域内における迅速かつ円滑な広域災害応急対策の実施という極めて重要な便益が得られる点で、便益が費用を上回ると判断される。 港湾広域防災区域内における迅速かつ円滑な広域災害応急対策の実施が確実に図られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れている。	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。(附則第3条) 上記の附則の規定により、施行後適当な時期に検討を加える際に、事後検証を実施。	
備考		